

【注意事項】

中部電力パワーグリッド株式会社岐阜支社より、同社の管理上の不備により、垂井町役場庁舎の電力量計量器について、検定有効期間を超過している旨の連絡を受けています。これに伴い、令和8年5月1日から同年10月末日（予定）までの期間における使用電力量、最大需要電力等については、計量器による計量値ではなく、中部電力パワーグリッド株式会社の定める約款に基づき、同社と垂井町により協議により算定された数値が適用されますので、ご承知おきください。

託送供給等約款 32 電力および電力量の算定 (30) その他 ハより

「計量器の故障等により電力量、最大連係電力量等または最大需要電力等を正しく計量できなかった場合または電力量の算定の計量器等を用いることが適当でない場合には、別表8（電力量の協定）を基準として、電力量、最大連係電力量等または最大需要電力等は契約者と当社との協議によって定めます。」

【託送供給等約款】

託送供給等約款（2026年4月1日実施）

<https://powergrid.chuden.co.jp/resource/goannai/hatsuden_kouri/takuso_kyokyu/tak_yakkan/fre_yakkan_20260213_01.pdf>

32 電力および電力量の算定 (30) その他 ハ：P154

別表8 電力量の協定 (2) 従量制供給の場合の接続供給電力量：別 P20